明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第二千三百九十七号（北朝鮮による大陸間弾道ミサイル（ＩＣＢＭ）級弾道ミサイル発射に関する決議）に関する件（外務七）　一

告示

○外務省告示第七号

平成二十九年十二月二十二日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、北朝鮮による平成二十九年十一月二十九日（日本時間）の大陸間弾道ミサイル（ＩＣＢＭ）級弾道ミサイル発射等を受けて、北朝鮮に対する制裁を前例にないレベルにまで一層高める強力な決議が全会一致で採択された。

平成三十年一月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

二千十七年十二月二十二日に国際連合安全保障理事会がその第八千百五十一回会合において採択した決議第二千三百九十七号（二千十七年）

安全保障理事会は、

決議第八百二十五号（千九百九十三年）、第千六百九十五号（二千六年）、第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第千八百八十七号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十一号（二千十七年）及び第二千三百七十五号（二千十七年）を含むこれまでの関連する決議並びに二千六年十月六日の議長声明（Ｓ／ＰＲＳＴ／二〇〇六／四一）、二千九年四月十三日の議長声明（Ｓ／ＰＲＳＴ／二〇〇九／七）、二千十二年四月十六日の議長声明（Ｓ／ＰＲＳＴ／二〇一二／一三）及び二千十七年八月二十九日の議長声明（Ｓ／ＰＲＳＴ／二〇一七／一六）を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

二千十七年十一月二十八日に北朝鮮により決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十一号（二千十七年）及び第二千三百七十五号（二千十七年）に違反して実施された弾道ミサイル発射、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約（ＮＰＴ）及び核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、それが地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

北朝鮮が、北朝鮮にいる人々の福祉、固有の尊厳及び権利を尊重し確保することの必要性を含め、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを再度強調するとともに、北朝鮮にいる人々の需要が大きく満たされていない中、膨大な犠牲の下、北朝鮮が、北朝鮮にいる人々から決定的に必要な資源を流用して、核兵器及び弾道ミサイルの開発を継続していることに強い懸念を表明し、

特に、北朝鮮による分野別物品（石炭、鉄、鉄鉱石、鉛、鉛鉱石、繊維製品、海産物、金、銀、レア・アース及びその他の禁止された金属を含むがこれらに限られない。）の貿易の収益及び海外の北朝鮮の労働者等によって生み出される収入が、北朝鮮の核兵器及び弾道ミサイル計画に貢献することを認識し、